

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 11 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 宮古岩泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市大字田代第 3 地割字半沢 20 番 2 地先から 94 番 1 地先まで	新	m 18.6~5.3	m 547.5
	旧	14.2~5.3	547.5
宮古市大字田代第 3 地割字半沢 107 番 2 地先内	新	21.5~5.1	63.8
	旧	17.2~5.1	63.8
宮古市大字田代第 4 地割字田端 41 番 1 地先内	新	10.3~7.0	47.7
	旧	9.7~7.0	47.7
宮古市大字田代第 4 地割字田端 59 番 1 地先から 57 番 2 地先まで	新	15.1~5.7	18.5
	旧	7.6~5.7	18.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 25 日から同年 12 月 25 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花輪千徳線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市大字長沢第 9 地割字丑泊 114 番 1 地先から第 14 地割字神白 35 番 1 地先まで	新	m 16.2~6.3	m 924.5
	旧	7.8~5.5	924.5
宮古市大字長沢第 19 地割字横須賀沖 59 番 1 地先から 60 番 1 地先まで	新	20.0~18.4	30.8
	旧	19.9~18.4	30.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成20年11月25日から同年12月25日まで